

【目次】

- 質問 1 どんな場合に減免になるのですか
- 質問 2 主たる生計維持者ってなんですか
- 質問 3 減免申請書はどこで入手できますか
- 質問 4 減免申請はどこで受け付けていますか
- 質問 5 いつの分から減免になりますか
- 質問 6 申請する時期で減免の期間が変わりますか
- 質問 7 減免の決定はいつ頃になりますか
- 質問 8 減免が決定するまで保険税を払わなくてもいいですか
- 質問 9 重篤な傷病とはどんな状態のことですか
- 質問 10 新型コロナウイルス感染症にり患したことはどのように確認するのですか
- 質問 11 少しでも収入が減少していれば必ず減免になるのですか
- 質問 12 収入の種類ってなんですか
- 質問 13 減免金額はいくらですか
- 質問 14 具体的な減免金額を知りたいのですがどうすればいいですか
- 質問 15 減免決定後の保険税の支払いはどうなりますか
- 質問 16 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか
- 質問 17 年度途中で新しく加入者が増えた場合、減免はどうなりますか
- 質問 18 主たる生計維持者の前年所得がマイナスの場合はどうなりますか
- 質問 19 新型コロナとは無関係で離職した後、コロナの影響で再就職できません
- 質問 20 令和 3 年中の収入見込み額は、どうやって計算するのですか
- 質問 21 申請書はどこに郵送すればいいですか

質問1 どんな場合に減免になるのですか

以下のいずれかに該当する場合、減免の対象となります

- 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった場合
- 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った場合
- 世帯の主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合

質問2 主たる生計維持者ってなんですか

主たる生計維持者とは、世帯（同じ住民票に登録されている家族等）の中で、収入を得て生活を支えている人のことです

原則としては、**住民票上の世帯主**のことを指します
住民票の世帯主と異なる場合は、減免申請時に申し出てください

また、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯（擬制世帯）の場合、

- 主たる生計維持者が世帯主（国保被保険者でない）
- 主たる生計維持者が世帯主以外（国保被保険者）

いずれの場合も、減免を申請することができます

質問3 減免申請書はどこで入手できますか

日野市の**公式ホームページ**から、**ダウンロード**することが可能です

インターネット上から印刷できる環境がない場合は、お電話いただければ郵送で申請書をお送りいたします（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問4 減免申請はどこで受け付けていますか

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ**郵送**でご申請ください

窓口で申請する場合は、保険年金課へお越しください<本庁舎1階 ②番窓口>
七生支所及び豊田駅連絡所では受け付けていません

記入方法などのお問い合わせは、お電話でお願いいたします
（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問5 いつの分から減免になりますか

減免の対象期間は、次のとおりです

- 令和3年度分 ▶ **令和3年4月分から令和4年3月分**
- 令和2年度以前分 ▶ **令和2年2月分から令和3年3月分**
 - ・ 令和3年3月31日までに申請をしていない世帯
 - ・ 不承認の決定を受けたが、見込みより実際の収入が減少した世帯

ただし、年度の途中で加入された場合は、加入日の属する月から
おやめになった場合は、やめた日の属する月の前月分まで が対象です

質問6 申請する時期で減免の期間が変わりますか

変わりません

対象年度のうち、国保に加入されている月分が減免となります

質問7 減免の決定はいつ頃になりますか

申請書をご提出いただいた月の**2か月後**に減免決定通知書をお送りする予定です

8月にご申請いただいた場合は、10月の中旬に郵送となります

減免決定通知書は、税額更正通知（再計算された後の納税通知書）に同封して
お送りする予定です

減免申請中及び決定後のお支払いについては、質問8・質問15を参照してください

質問8 減免が決定するまで保険税を払わなくてもいいですか

減免決定通知書が届くまでに 納期が到来する保険税は、納期限まで
ご納付いただく必要があります

全額が免除となる場合や一部減額でも減免額が大きい場合、
税額更正時に払い過ぎとなっていれば、**還付金として返金いたします**
(他の市税で未納がない場合に返金となります)

納期限までのご納付が難しい場合は、納税課へご相談ください
(納税課納税係 電話：042-514-8271、514-8957)

質問9 重篤な傷病とはどんな状態のことですか

重篤な傷病の目安は、**1か月程度入院等の療養**が必要な状態とされています

軽症の場合でも、状況をお聞きする中で対象となる場合がありますのでお問い合わせください（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問10 新型コロナウイルス感染症にり患したことはどのように確認するのですか

お亡くなりになった場合、重篤な傷病を負った場合ともに

PCR検査結果（写）など「新型コロナウイルス」による疾患であることがわかる証明書の添付をお願いしています

また、重篤な傷病を負った場合は、療養期間のわかる**診断書**などの写しも併せて添付していただく必要があります

質問11 少しでも収入が減少していれば必ず減免になるのですか

収入減少による減免の場合は、**世帯の主たる生計維持者**について以下の3つの要件**すべてに該当**している必要があります

- (1) 種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上減少**する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が **1,000万円以下**であること
- (3) 減少が見込まれる収入の種類**以外の**前年所得の合計額が **400万円以下**であること

質問12 収入の種類ってなんですか

確定申告書の「収入金額等」の区分のことで、下記のような種類があります
このうち、今回収入が減少しているとして**減免申請できるのは左側の4つ**です

- | | |
|-------------|-------------------|
| ■事業（営業等、農業） | ■利子 |
| ■不動産 | ■配当 |
| ■給与 | ■雑（公的年金等、その他） |
| ■山林 | ■総合譲渡（短期、長期） |
| | ■一時 |
| | ■分離課税（一般株式等の譲渡など） |
| | ■退職 |

質問 13 減免金額はいくらですか

主たる生計維持者がお亡くなりになった場合、重篤な傷病を負った場合は対象期間の世帯の保険税額 **全額が免除** となります

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、次の計算式により減免金額が決定されます

$$\text{減免対象保険税額} \times \text{減免割合} = \text{減免額}$$
$$(A \times B / C) \quad (D)$$

- A 世帯の**被保険者全員** について算定した 保険税額
- B 主たる生計維持者の 減少が見込まれる収入 にかかる 前年の所得額
- C 主たる生計維持者 及び 世帯の**被保険者全員** の 前年の合計所得金額
- D 主たる生計維持者の 前年の合計所得金額に応じた減免割合
- 300 万円以下 ▶ 10 分の 10 400 万円以下 ▶ 10 分の 8 550 万円以下 ▶ 10 分の 6
750 万円以下 ▶ 10 分の 4 1,000 万円以下 ▶ 10 分の 2 1,000 万円超え ▶ 対象外

質問 14 具体的な減免金額を知りたいのですがどうすればいいですか

保険年金課へ電話でお問い合わせください

試算にあたっては、**主たる生計維持者及び国保被保険者のうち所得があった方**について、次の資料が必要となりますので、ご用意の上でお電話ください

- 個人ごと 令和 2 年分の確定申告書など（収入額、所得額のわかるもの）
- 世帯単位 令和 3 年度日野市国民健康保険税納税通知書等、保険税額のわかるもの
※ 7 月中旬に発送されます（途中加入の場合は、手続きの翌月中旬発送）
- 生計維持者 令和 3 年分の収入について、ご自身で計上した見込額

申請後 2～3 週間ほどで、申請の受理通知とともに仮試算資料をお送りしますので、その資料でいくら減免されるか確認いただけます

（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問 15 減免決定後の保険税の支払いはどうなりますか

主たる生計維持者がお亡くなりになられた場合と重篤な傷病を負った場合は、当該期間の保険税が**全額免除**となるため、保険税の支払いはありません

すでにご納付いただいている分があれば、還付金として返金いたします

主たる生計維持者の収入が減少し、**一部減額**となる場合には減免決定通知前に納期が到来する分については、保険税をご納付いただく必要があります（詳しくは質問 8 を参照してください）

納期ごとの金額は、ご世帯の保険税額及び減免決定金額により異なりますので郵送される税額更正通知（再計算された後の納税通知書）をご確認ください

【参考例】

令和 3 年度国民健康保険税額 80,000 円、8 月に減免申請、10 月に減免決定通知
減免決定金額 45,000 円 の場合（減免による更正後に納付すべき保険税年額 35,000 円）

減免前		減免後	
第 1 期	16,000 円	第 1 期	16,000 円 . . . 8/2 納期限
第 2 期	8,000 円	第 2 期	8,000 円 . . . 8/31 納期限
第 3 期	8,000 円	第 3 期	8,000 円 . . . 9/30 納期限
第 4 期	8,000 円	第 4 期	3,000 円 . . . 11/1 納期限
第 5 期	8,000 円	第 5 期	0 円 . . . 11/30 納期限
：	：	：	：
第 9 期	8,000 円	第 9 期	0 円 . . . 3/31 納期限

質問 16 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか

世帯全員で市外に転出された場合は、新しく転入した市区町村でご相談ください
改めて申請することで、転入後も国民健康保険税が減免になる可能性がございます

世帯の一部の方が転出された場合は、減免に関して特に手続きは必要ありませんが
保険証の記号・番号が変更となる場合は、保険年金課へご相談ください
（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問 17 年度途中で新しく加入者が増えた場合、減免はどうなりますか

お子様が生まれた場合や、ご家族の方が会社をお辞めになった場合など
世帯の国民健康保険の被保険者が増えても、**一度決定された減免額は変更されません**

再度ご申請いただくことで、増えた方の分も減免の対象とすることが可能ですが
増えた方に前年所得がある場合は、減免対象となる保険税額を算出する率が低くなる
（= **減免される額が少なくなる**）可能性がありますので、事前に
保険年金課へご相談ください（保険年金課保険税係：042-514-8279）

質問 18 主たる生計維持者の前年所得がマイナスの場合はどうなりますか

質問 13 にあるとおり、収入が減少した場合の減免額は

$$\text{減免対象保険税額} \times \text{減免割合} = \text{減免額}$$
$$(A \times B / C) \quad (D)$$

という計算式により算定されます

- B 主たる生計維持者の 減少が見込まれる収入 にかかる 前年の所得額
C 主たる生計維持者 及び 世帯の被保険者全員 の 前年の合計所得金額

主たる生計維持者の前年所得額が0円であっても
Cは、同一世帯の国保加入者に所得のある方がいれば、合算され0円ではなくなりますが、
Bは主たる生計維持者のみですので
『保険税額×0÷C=0』となってしまいます

つまり、**主たる生計維持者の前年所得がマイナスもしくは0円の場合**
減免対象税額が0円となり、減免の対象外となります

質問 19 新型コロナとは無関係で離職した後、コロナの影響で再就職できません

新型コロナウイルス感染症の影響で、新規採用をしない、内定を取り消す等の対応をしている企業もあると思われます

例えば、令和2年中は給与収入だった方が、令和3年2月に退職した後、求職中だが新型コロナウイルス感染症の影響で次の就職先が見つからない場合は

令和2年中の収入額 × 70% > 1・2月の給与収入 + 今後の収入見込額
であれば、減免の対象となる可能性があります（その他の要件は質問 11 参照）

しかし、同様に令和2年中は給与収入だった方が、令和3年2月に退職した後 **新しく事業を立ち上げた**が、新型コロナウイルス感染症の影響で **思うように仕事がない**というようなケースは、

前年は「給与収入」、今年は「事業収入」となり
前年に比べて10分の3以上減少していることが判断できないため
減免の対象外となります

質問 20 令和3年中の収入見込み額は、どうやって計算するのですか

収入見込み額ですので、計算方法等に定めはありません

業種により、収入が減り始めた時期や回復が見込まれる時期が異なると思われます

まずは、

① 1月から申請日までの収入額

を申請書裏面「各月の収入額」欄に記入してください

①の額は確定値となりますので、給与明細書や収支内訳書の写し等を添付してください

次に、

② 申請日以降の収入見込み額 を計算します

申請時点以降、12月まで収入は無いと見込まれる場合は
申請書裏面の「各月の収入額」欄の残りの月に0円を記入します

これから先、多少なりとも収入があると見込まれる場合は

- ・収入が一番少ない月の金額を 残りの月の見込み額とする
 - ・ $1\sim7\text{月の収入合計} \div 7\text{か月} = \text{月平均}$ を残りの月の見込み額とする
- など、ご自分で見込み額を算出し、申請書裏面の「各月の収入額」欄に記入してください

※審査の際に、お電話で見込み額の根拠を確認させていただく場合があります

質問 21 申請書はどこに郵送すればいいですか

送付先は、次のとおりです

〒191-8686

日野市神明1丁目12番地の1

日野市役所 市民部 保険年金課

保険税係 新型コロナ減免担当